

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	子育て支援課	検索番号	1-3
法令名	愛媛県青少年保護条例	根拠条項	第7条第2項	
不利益処分	不健全な広告物の除去等の措置命令			
(根拠規定)				
(不健全な広告物の掲出等の制限)				
第7条 何人も、屋内又は屋外において公衆に表示される看板、立看板、はり紙、広告塔その他の広告物の形態又は内容が、第4条第1項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、そのものを青少年の目に触れる場所に掲出し、又は表示しないようにしなければならない。				
2 知事は、前項の規定に該当する広告物が掲出され、又は表示されていると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対して、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる				
一部改正 [昭和52年条例36号]				
(不健全な興行の観覧の制限)				
第4条 何人も、映画、演劇、演芸及び見せもの (以下「興行」という。) の内容が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、そのものを青少年に見せ、又は聞かせないようにしなければならない。				
(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの				
(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの				
(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの				
2 知事は、興行の内容が、前項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、当該興行を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行として指定することができる。				
3 前項の規定は、その旨及び理由を告示することによつて行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、当該興行を行なう興行場を経営する者又は当該興行を主催する者に通知することによつて行なうものとする。				
4 興行場を経営する者又は興行を主催する者 (以下「興行者」という。) は、第2項の規定により指定を受けた興行を行なうときは、当該興行場に入場しようとする者の見やすい箇所に、指定のあつた旨及び青少年の入場を禁止する旨の掲示をし、当該興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。				
5 知事は、第2項の規定により指定をした興行の内容が、指定の理由を有しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消さなければならない。				
6 第3項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。				
一部改正 [昭和52年条例36号・平成17年78号]				
(処分基準)				
昭和42年10月6日制定 総務部 平成18年3月23日改正 県民環境部				
愛媛県青少年保護条例第4条、第5条及び第5条の2による指定基準				

- 1 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (1) 性的行為を露骨に描写表現したもの
 - (2) 性的行為の前後の経過を克明に描写表現して、性行為又はわいせつな行為を連想させるもの
 - (3) 一般に隠すことが習慣となっている男女の肉体の全部又は一部を描写表現して、みだらな感情を興奮させるもの
 - (4) みだらな行為の描写表現によって背徳的な男女関係を取り扱ったもの
 - (5) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、みだらな行為を擬似的に体験させるもの
- 2 著しく青少年の粗暴性、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (1) 残虐な殺人場面を描写表現したもの
 - (2) 残酷な傷害場面を刺激的に描写表現したもの、ならびに殺傷、ごう問及び私刑による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの
 - (3) 暴力犯罪の手段、方法、経過等を克明に表現し、犯罪的感情を誘発するもの
 - (4) 生命を軽視し、ことさらに暴力行為を肯定するような描写表現を用いたもの
 - (5) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、粗暴性、又は残虐性を助長する行為を擬似的に体験させるもの
- 3 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (1) 犯罪又は自殺を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたもの
 - (2) 犯罪又は自殺の手段、方法を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したもの
 - (3) 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、犯罪行為を擬似的に体験させるもの

(その他)

条文中「その他の広告物」とは、ポスター、チラシ、宣伝用マッチ、カレンダー、アドバルーン、張幕等が含まれる。

「広告主」とは、自己のために広告物を表示する者である。

「広告物を管理する者」とは、広告主によって選任され、当該広告物の保全管理にあたる者又は広告主から広告物の表示を依頼されて、当該広告物を自己の管理下にある土地、建造物等に表示することを承諾し、かつ、その広告物の保全管理にあたる責任を有する者をいう。

「内容の変更その他必要な措置」とは、不健全性を有する部分を書き換えたり、着色したり、隠したりする一連の措置をいう